

社債権者集会招集公告

2025 年 11 月 12 日

株式会社トプコン

第 4 回無担保社債（特定社債間限定同順位特約付）

第 5 回無担保社債（特定社債間限定同順位特約付）

第 6 回無担保社債（特定社債間限定同順位特約付）

社債権者 各位

株式会社トプコン

代表取締役社長 CEO 江藤 隆志

株式会社トプコン（以下「当社」といいます。）は、当社が 2020 年 6 月 24 日に発行した総額 100 億円の株式会社トプコン第 4 回無担保社債（特定社債間限定同順位特約付）（ISIN コード：JP363040BL63）（以下「第 4 回無担保社債」といいます。）、2023 年 6 月 8 日に発行した総額 100 億円の株式会社トプコン第 5 回無担保社債（特定社債間限定同順位特約付）（ISIN コード：JP363040BP69）（以下「第 5 回無担保社債」といいます。）及び総額 100 億円の株式会社トプコン第 6 回無担保社債（特定社債間限定同順位特約付）（ISIN コード：JP363040AP60）（以下「第 6 回無担保社債」といいます。）（以下、総称して「本各社債」といいます。）について、それぞれ、下記のとおり、本各社債の社債要項に定める償還及び利息支払期限の条件変更（内容は、下記 1 に記載するとおりであり、以下「本条件変更」といいます。）を行う社債権者集会（以下、総称して「本各社債権者集会」といいます。）を開催いたします。

ご本人又は代理人様にてご出席くださいますようお願い申し上げます。なお、当日ご出席いただけない場合は、事前に書面によって議決権を行使することができます。

記

1. 本各社債に係る本各社債権者集会の開催

本各社債の本条件変更は、以下のとおり開催予定の本各社債権者集会に諮ったうえで決定されます。また、本各社債権者集会の決議は、裁判所の認可を条件として効力を生じます。

（1）第 4 回無担保社債に係る社債権者集会

① 日時 2025 年 12 月 10 日（水）午後 1 時

- ② 場所 〒174-8580 東京都板橋区蓮沼町 75 番 1 号
当社本店 10 号館 6 階会議室（当日の受付は 1 階）
- ③ 目的事項 第 4 回無担保社債の社債要項の一部を変更する件
- ④ 議案の内容 第 4 回無担保社債の社債要項を以下のとおり変更する。

（下線は変更箇所）

変更前	変更後
10. 償還の方法及び期限 （1）本社債の元金は、<u>2030 年 6 月 24 日</u>にその総額を償還する。 （以下省略） 11. 利息支払の方法及び期限 （1）本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、2020 年 12 月 24 日を第 1 回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年 6 月 24 日及び 12 月 24 日の 2 回に各々その日までの前半か年分を支払う。 （以下省略）	10. 償還の方法及び期限 （1）本社債の元金は、<u>2026 年 1 月 30 日</u>にその総額を償還する。 （以下省略） 11. 利息支払の方法及び期限 （1）本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、2020 年 12 月 24 日を第 1 回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年 6 月 24 日及び 12 月 24 日の 2 回に各々その日までの前半か年分を支払うものとし、<u>2025 年 12 月 25 日から償還期日までの利息は償還期日にこれを支払う。</u> （以下省略）

（2）第 5 回無担保社債に係る社債権者集会

- ① 日時 2025 年 12 月 10 日（水）午後 2 時
- ② 場所 〒174-8580 東京都板橋区蓮沼町 75 番 1 号
当社本店 10 号館 6 階会議室（当日の受付は 1 階）
- ③ 目的事項 第 5 回無担保社債の社債要項の一部を変更する件
- ④ 議案の内容 第 5 回無担保社債の社債要項を以下のとおり変更する。

(下線は変更箇所)

変更前	変更後
10. 償還の方法及び期限 (1) 本社債の元金は、2026 年 <u>6 月 8 日</u> にその総額を償還する。 (以下省略)	10. 償還の方法及び期限 (1) 本社債の元金は、2026 年 <u>1 月 30 日</u> にその総額を償還する。 (以下省略)
11. 利息支払の方法及び期限 (1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、2023 年 12 月 8 日を第 1 回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年 6 月 8 日及び 12 月 8 日の 2 回に各々その日までの前半か年分を支払う。 <u> </u> (以下省略)	11. 利息支払の方法及び期限 (1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、2023 年 12 月 8 日を第 1 回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年 6 月 8 日及び 12 月 8 日の 2 回に各々その日までの前半か年分を支払う <u>ものとし、2025 年 12 月 9 日から償還期日までの利息は償還期日にこれを支払う。</u> (以下省略)

(3) 第 6 回無担保社債に係る社債権者集会

- ① 日時 2025 年 12 月 10 日 (水) 午後 3 時
- ② 場所 〒174-8580 東京都板橋区蓮沼町 75 番 1 号
 当社本店 10 号館 6 階会議室 (当日の受付は 1 階)
- ③ 目的事項 第 6 回無担保社債の社債要項の一部を変更する件
- ④ 議案の内容 第 6 回無担保社債の社債要項を以下のとおり変更する。

(下線は変更箇所)

変更前	変更後
10. 償還の方法及び期限 (1) 本社債の元金は、 <u>2028年6月8日</u> にその総額を償還する。 (以下省略)	10. 償還の方法及び期限 (1) 本社債の元金は、 <u>2026年1月30日</u> にその総額を償還する。 (以下省略)
11. 利息支払の方法及び期限 (1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、2023年12月8日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年6月8日及び12月8日の2回に各々その日までの前半か年分を支払う。 (以下省略)	11. 利息支払の方法及び期限 (1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、2023年12月8日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年6月8日及び12月8日の2回に各々その日までの前半か年分を支払う <u>ものとし、2025年12月9日から償還期日までの利息は償還期日にこれを支払う。</u> (以下省略)

2. 本各社債権者集会を開催する理由（提案の理由）

既に公表されておりますとおり、2025年7月29日から実施されたTK株式会社による当社普通株式等に対する公開買付けの成立、及び、その後に実施される当社における株式併合の一連の手続により、当社は、2025年12月2日をもって東京証券取引所プライム市場において上場廃止となる予定です（以下「本非公開化」といいます。）。

本非公開化に伴い、本各社債の繰上償還を行うために、本各社債権者集会を開催し、本各社債の社債権者の皆様に対し、本条件変更をお願いするものであります。

3. 補足事項

- ① 本各社債権者集会において議決権を行使される場合は、ご出席の如何にかかわらず、社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」といいます。）第86条第1項乃至第3項の規定に従い、本各社債権者集会の開催日の1週間前（2025年12月2日（火）必着）までに、振替機関又は口座管理機関にてご発行いただく、振替法第86条第3項に規定する証明書（以下「86条証明書」といいます。）を当社にご提出いただく必要がございますので、同日までに、当社より本各社債権者集会開催に係る事務サポートを依頼しております株式会社みずほ銀行資本市場部（住所東京都千代田区丸の内一丁目3番3号、電話 03-6735-2441）へ郵送にてご提出ください。
- なお、ご提出いただいた86条証明書は、当社において、本各社債権者集会終了ま

でお預かりし、「預り証」を発行いたします。本各社債権者集会にご出席の際は、「預り証」をご提示ください。「預り証」のご提示をもって、86条証明書の提出があったものとみなします。

- ② 書面による議決権行使を行う場合は、2025年12月9日（火）午後5時（必着）までに、当社より本各社債権者集会開催に係る事務サポートを依頼しております株式会社みずほ銀行資本市場部（住所東京都千代田区丸の内一丁目3番3号、電話03-6735-2441）へ、議決権行使書面を郵送にてご提出ください。
- ③ 同一の社債権者が同一の議案につき重複して議決権を行使した場合において、当該同一の議案に対する議決権の行使の内容が異なるものであるときは、その議決権の行使は、最後に行使されたものを有効なものとして取り扱うことといたします。
- ④ 議案についての賛否の記載欄に記載がない議決権行使書面が当社に提出された場合、議案に賛成の意思表示があったものとして取り扱うことといたします。
- ⑤ 議決権行使書面に記載されている議決権の額と本各社債権者集会時の保有金額（86条証明書に記載されている金額）に相違がある場合には、後者の金額を議決権の額として取り扱います。
- ⑥ 本各社債権者集会に関する招集通知兼参考書類及び議決権行使書面につきましては、下記のお問い合わせ先にお問い合わせください。

<本件に関するお問い合わせ先>

株式会社トプコン 財務本部 財務部

電話番号：03-3558-2538

E-Mail：finance.sec@topcon.com

本各社債に係る86条証明書及び議決権行使書面は下記に郵送にてご提出ください。また、本各社債権者集会の事務的な内容のお問い合わせにつきましても、下記へお問い合わせください。

〒100-8241

東京都千代田区丸の内一丁目3番3号

株式会社みずほ銀行 資本市場部

飯塚・森田

電話番号：03-6735-2441

E-Mail：bond.supporter@mizuho-bk.co.jp